

第1号様式（第5条関係）

令和 2年 5月 15日

鳥羽市長 様

(個人) 申請者住所：鳥羽市鳥羽三丁目1-1
 申請者名：体験くらぶ 鳥羽 花子
 電話番号：0599-25-1155

鳥羽印

(法人) 法人所在地：鳥羽市大明東町2-5
 申請法人名：株式会社 自然水族館
 代表者職氏名：代表取締役 鳥羽 花子
 電話番号：0599-25-1155

鳥羽印
観光

必ず、申請者及び代表者の押印をお願いします。

鳥羽市新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる利用予約延期協力金交付申請書

鳥羽市新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる利用予約延期協力金
 交付要綱第5条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

予約延期・キャンセル数の合計 (4月20日～5月31日)	5人(延べ人数)
施設の休止の日数 (4月20日～5月31日)	15日
交付対象協力金額の合計 (上限12万円)	120,000円
誓約事項 (確認のうえ、□にチェックを入れてください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には協力金を返還いたします。 <input checked="" type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営んでいません。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。

申請には、すべてにチェックが必要です。もれずに確認をお願いします。

※施設の営業の休止日数を申請する場合は、自主休業の分かるもの(施設の入り口、ホームページやSNSへの掲載等)を必ず添付してください。

※予約延期・キャンセル数については、予約台帳(インターネット上の予約管理画面を含む。)又は三重県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」若しくは「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金」の交付決定通知書の写しを必ず添付してください。

※ご協力いただいた事業者名等を鳥羽市ホームページ上で公表させていただきます。